

20小介第1340号

平成21年2月25日

小郡市介護認定審査会

会長 佐々木 一彦 様

小郡市長 平安 正知

(介護保険課扱い)



小郡市地域包括支援センター運営協議会及び、小郡市地域密着型
サービス運営委員会委員の推薦について

向春の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、当市の高齢者サービス行政につきましては、平素より格別のご協力を賜り
厚く御礼申し上げます。

さて、標記委員会委員として佐々木一彦様の推薦をいただき、委員として参加し
ていただいておりますが、前回の任期が1月31日をもって満了となり、改めま
して貴会から推薦された委員を選出させていただきたいと存じますので、推薦方よ
ろしくお願いいたします。

記

1. 推薦書

別紙「小郡市地域包括支援センター運営協議会委員推薦書」

「小郡市地域密着型サービス運営委員会委員推薦書」

推薦をお願いする委員数 1名

2. 小郡市地域包括支援センター運営協議会規則

小郡市地域密着型サービス運営委員会規則

別紙のとおり。

3. 推薦書の提出期限

平成21年3月9日(月)まで

※ 期間が短く、大変ご迷惑をおかけ致しますがよろしくお願いします。

4. 問合せ先・提出先

〒838-0198 小郡市小郡255番地1

小郡市役所 保健福祉部 介護保険課

電話番号 72-2111 内線453番 担当 荒巻・吉浦

小郡市地域包括支援センター運営協議会委員推薦書

平成 年 月 日

小郡市長 平安 正知 殿

所 属

代表者名

印

標記について、下記の者を小郡市地域包括支援センター運営協議会委員として推薦します。

所 属	
職 名	
氏 名	
連絡先（住所）	
連絡先（電話番号）	

小郡市地域密着型サービス運営委員会委員推薦書

平成 年 月 日

小郡市長 平安 正知 殿

所 属

代表者名 印

標記について、下記の者を小郡市地域密着型サービス運営委員会委員として推薦します。

所 属	
職 名	
氏 名	
連絡先（住所）	
連絡先（電話番号）	

小郡市地域包括支援センター運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、小郡市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、小郡市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、組織及び運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(運営協議会の所掌業務)

第2条 運営協議会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) その他の地域包括ケアに関すること。

(運営協議会の委員)

第3条 運営協議会の委員（以下「委員」という。）は、15名以内とし、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 介護老人福祉施設代表
- (2) 介護老人保健施設代表
- (3) 介護療養型医療施設代表
- (4) 老人福祉施設代表
- (5) 小郡三井医師会代表
- (6) 小郡三井歯科医師会代表
- (7) 老人クラブ連合会代表
- (8) おごおり女性協議会代表
- (9) 社会福祉協議会代表
- (10) 民生委員・児童委員協議会代表
- (11) 小郡市介護認定審査会代表
- (12) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、関係機関の代表者等から意見を聞くことができる。

(プライバシーの保護)

第7条 委員は、運営協議会において知り得た個人のプライバシーの保護について、充分な配慮を行わなければならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(小郡市在宅介護支援センター運営協議会設置規則の廃止)

2 小郡市在宅介護支援センター運営協議会設置規則(平成4年小郡市規則第3号)は、廃止する。

小郡市地域密着型サービス運営委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、介護保険事業に係る地域密着型サービスの公平かつ公正な運営に資するため、小郡市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、組織及び運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 運営委員会は、地域密着型サービスに関する次の事項について協議する。

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定に関する事項
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する意見具申
- (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項

(運営委員会の委員)

第3条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、15名以内とし、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 介護老人福祉施設代表
- (2) 介護老人保健施設代表
- (3) 介護療養型医療施設代表
- (4) 老人福祉施設代表
- (5) 小郡三井医師会代表
- (6) 小郡三井歯科医師会代表
- (7) 老人クラブ連合会代表
- (8) おごおり女性協議会代表
- (9) 社会福祉協議会代表
- (10) 民生委員・児童委員協議会代表
- (11) 小郡市介護認定審査会代表
- (12) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、関係機関の代表者等から意見を聞くことができる。

(プライバシーの保護)

第7条 委員は、運営委員会において知り得た個人のプライバシーの保護について、充分な配慮を行わなければならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。